

官報

号外

平成十年六月四日

○第百四十二回 衆議院會議録 第四十四号

平成十年六月四日(木曜日)

議事日程 第三十二号

平成十年六月四日

午後一時開議

第一 教育職員免許法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

第二 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

元自由民主党総裁前議員宇野宗佑君逝去につき

弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任

するの件(議長発議)

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今

後の核実験中止を求める決議案(亀井善之君

外十名提出)

日程第一 教育職員免許法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 美術品の美術館における公開の促進

に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま

す。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

元自由民主党総裁前議員宇野宗佑君は、去る五

月十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至

りにたえません。

つきましては、宇野宗佑君に対し、弔詞を贈呈

いたしたいと存じます。弔詞は議長に一任されたい

と存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

元自由民主党総裁前衆議院議員從二位勲一等

宇野宗佑君は、多年憲政のために尽力し、特に

院議をもつてその功勞を表彰され、しばしば国

務大臣の任につき、内閣総理大臣の重責をにな

い国政を統理されました。

君は、国民生活の充実と国際的地位の向上に貢

献されました。その功績はまことに偉大であり

ます。

衆議院は、君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞

をささげます。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいま

す。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提

出したします。

亀井善之君外十名提出、パキスタンの核実験に

抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める

決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査

を省略してこれを上程し、その審議を進められる

ことを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に

今後の核実験中止を求める決議案(亀井善

之君外十名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 亀井善之君外十名提出、

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後

の核実験中止を求める決議案を議題といたしま

す。

提出者の趣旨弁明を許します。亀井善之君。

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今

後の核実験中止を求める決議案

(本号末尾に掲載)

〔亀井善之君登壇〕

○亀井善之君 私は、自由民主党、民主党、平

和・改革、自由党、社会民主党・市民連合を代表

いたしました。ただいま議題となりましたパキス

タンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実

験中止を求める決議案につきまして、提案の趣旨

を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる

国に今後の核実験中止を求める決議案

五月三十日、パキスタンは二十八日の地下核

実験に引き続き、我が国及び国際社会の抗議と

自制を求める声を無視する形で二回目の核実験

を強行した。かかる行為は、地球環境と生態系

を破壊し、さらに世界の大多数の国が支持して

いる核不拡散体制への重大な挑戦であり、南西

アジア地域のみならず地球規模での核開発競争

を惹起させるおそれがある。

本院は、パキスタンの核実験に嚴重に抗議

し、パキスタンが直ちに今後の核実験を中止

し、無条件に核不拡散条約及び包括的核実験禁

止条約に加入することを強く求めると同時に、

インドを含めた全ての国家が核不拡散と核軍縮

に真に努めることを希求する。

政府は、本院の趣旨を体し、パキスタン政府

に対し、核実験と核兵器開発の即時停止を求

め、同時に包括的核実験禁止条約の早期発効に

一層努力すべきである。

右決議す。

以上であります。

我が国は、広島と長崎に原子爆弾が投下され甚

大な被害を受けた唯一の被爆国として、人類が二

度とこのような悲惨な災いを繰り返さないよう、

あらゆる国のいかなる核実験に対しても断固とし

て反対の態度を表明してまいりました。

本院は、過去九回にわたる核実験反対の決議を

行い、国際平和と安全のために、核実験禁止を日

本国民の悲願として強く表明してまいりました。

去る五月十四日にも、本院は、核兵器廃絶への不

断の努力を行うことを誓い、インドの核実験に抗

議し、直ちに今後の核実験中止を求める決議を

行ってきたところであります。

しかるに、我が国のみならず世界各国からの自

制を求める声を無視し、パキスタンは、去る五月

二十八日、地下核実験を行い、また、国際社会か

平成十年六月四日 衆議院會議録第四十四号

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める決議案 教育職員免許法の一部を改正する法律案外

二

にも核実験を強行しました。

本院は、このようなパキスタンの行為は全人類の悲願を裏切るものであり、極めて遺憾であり、嚴重に抗議するとともに、あらゆる国に今後の核実験中止を求めるものであります。

政府においては、我が国が唯一の被爆国であるとの立場から、あらゆる国の核廃絶に向け率先して行動し、パキスタン政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、国際会議等の場において核実験の即時停止及び核兵器開発の停止を求め、同時に、包括的核実験禁止条約の早期発効に一層努力すべきであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣橋本龍太郎君。

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府は、これまで、理由のいかんを問わず、核実験は停止すべきである旨強く主張してきたところであり、インドに引き続き、パキスタンが二回にわたり核実験を行ったことは、遺憾のきわみであります。これらの核実験は、国際的な核不拡散体制に対する大きな挑戦であり、容認できるものではなく、インド及びパキスタン両国に対しては、経済協力面を含む一連の措置をとったところであり、また、インド及びパキスタン両国には、核実験及び核開発の即時停止と、NPT及びCTBTの無条件締結を強く求めたいと思っております。さらに、インド及びパキスタンの核実験実施

は、両国間の緊張を高めるとともに、南アジア地域、さらには世界の安全保障に影響を及ぼすものとして懸念しており、地域のすべての関係国に対し、最大限の自制を呼びかけたいと思ひます。

政府は、今般の一連の核実験実施を受け、国連安保理において、スウェーデン等とともに決議案を提出し、安保理メンバー国と協議を行つております。また、来るG8外相会合においても、世界的な核軍縮と核不拡散体制の強化を呼びかけたいと思ひます。さらに、今般、世界の官民の有識者の参加を得た核軍縮・不拡散に関する緊急行動会議を早期に発足させることを提唱したところであり、

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、核不拡散体制の危機及び南アジア地域の不安定な状況に対処すべく、引き続き最大限の努力を払うとともに、国際社会に対して、結束して対処するよう呼びかけてまいる所存でございます。(拍手)

日程第一 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、教育職員免許法の一部を改正する法律案、日程第二、美術品の美術館における公開の促進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長高橋一郎君。

教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同報告書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高橋一郎君登壇〕

○高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、教育職員免許法改正案について申し上げます。

本案は、大学等における教員養成の充実及び学校での社会人活用の促進等を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、教員免許状の取得に必要な科目について、教職に関する科目の履修の単位数を引き上げるとともに、専修免許状以外の免許状の取得についても選択履修方式を導入すること、

第二に、社会人を学校教育に活用するための制度について、特別非常勤講師及び特別免許状の適用対象を幼稚園以外のすべての学校に拡大するほか、特別非常勤講師の採用手続及び特別免許状の有効期間について改善を加えること、

第三に、現職の養護教諭として三年以上の勤務経験を有する者は、保健の教科の教授を担任できること

などであります。

なお、この法律は、平成十年七月一日から施行することとしております。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十二日本委員会に付託となり、同日町村文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十七日から質疑に入り、参考人の意見聴取も含めて慎重に審議を行い、六月三日質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、附帯決議が付されました。

次に、美術品公開促進法案について申し上げます。

〔高橋一郎君登壇〕

○高橋一郎君 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

第一に、重要文化財である美術品及び世界文化の見地から歴史上、芸術上または学術上特にすぐれた価値を有する美術品の所有者は、申請により、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができることとする、

第二に、所有者は、登録後三月以内に登録美術品公開契約を締結し、登録美術品を美術館の設置者に引き渡さなければならないこととする、

第三に、美術館の設置者は、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、その積極的な公開を行わなければならないこととする、

第三に、租税特別措置法の一部を改正し、登録美術品について、相続税の物納が認められる場合の優先順位を第一位とすること

などであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十六日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、五月二十七日町村文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月三日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

二

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 町村 信孝君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る五月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律

高速自動車国道法等の一部を改正する法律
宇宙開発事業団法の一部を改正する法律
放送法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律

特定家庭用機器再商品化法
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく平成九年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告

高齢社会対策基本法第八條第二項の規定に基づく平成十年度において講じようとする高齢社会対策についての文書

一、去る五月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

臨時大深度地下利用調査会設置法第三條第二項の規定に基づく臨時大深度地下利用調査会答申の報告

地方分権推進法第八條第三項の規定に基づく地方分権推進計画の報告

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。

第百四十一回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく平成九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく平成十年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

(政府委員承認)

一、去る一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亞局長 西村 六善

(政府委員任命)

一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、一日議長において承認した西村六善を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日

官職名 飯村 豊 (解職) 平二六二

外務省欧亞局長事務代理

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 松本 善明君 補欠 吉井 英勝君

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 大野 松茂君 補欠 能勢 和子君

厚生委員

辞任 田中 昭一君 補欠 園田 修光君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

松本 和那君 補欠 園田 修光君

佐藤 勉君 補欠 松本 純君

大石 秀政君 補欠 大石 秀政君

園田 修光君 補欠 園田 修光君

外務委員

辞任 阪上 善秀君 補欠 岡部 英男君

伊藤 茂君 補欠 秋葉 忠利君

岡部 英男君 補欠 阪上 善秀君

秋葉 忠利君 補欠 伊藤 茂君

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 今井 宏君 補欠 実川 幸夫君

田野瀬良太郎君 補欠 桜井 郁三君

渡辺 博道君 補欠 戸井田 徹君

中野 寛成君 補欠 川内 博史君

池坊 保子君 補欠 福島 豊君

戸井田 徹君 補欠 望月 義夫君

金子 一義君 補欠 保利 耕輔君

桜井 郁三君 補欠 田野瀬良太郎君

実川 幸夫君 補欠 宮本 一三君

望月 義夫君 補欠 今村 雅弘君

今村 雅弘君 補欠 渡辺 博道君

保利 耕輔君 補欠 金子 一義君

宮本 一三君 補欠 今井 宏君

補欠

河野 太郎君

大野 松茂君

戸井田 徹君

園田 修光君

城島 正光君

山本 孝史君

西川 太一郎君

保坂 展人君

中野 正志君

矢島 恒夫君

村山 富市君

保坂 展人君

村山 富市君

保坂 展人君

村山 富市君

保坂 展人君

村山 富市君

保坂 展人君

村山 富市君

河野 太郎君 粕谷 茂君
園田 修光君 山口 泰明君
戸井田 徹君 滝 実君
中野 正志君 熊谷 市雄君
城島 正光君 島津 尚純君
山本 孝史君 前田 武志君
西川 太一郎君 米津 等史君
矢島 恒夫君 佐々木憲昭君

(特別委員の辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任 補欠

古屋 圭司君 阪上 善秀君
阪上 善秀君 古屋 圭司君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任 補欠

八代 英太君 鴨下 一郎君

一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題等に関する特別委員

辞任 補欠

木幡 弘道君 田中 甲君
佐藤 茂樹君 一川 保夫君
田中 甲君 山本 孝史君
山本 孝史君 木幡 弘道君
一川 保夫君 佐藤 茂樹君

(政治倫理審査委員会委員の辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理審査委員会委員

辞任 補欠

村山 富市君 島山健治郎君
島山健治郎君 村山 富市君

(議案提出)

一、去る五月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
平成九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)
一、昨三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、去る五月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案
高速自動車国道法等の一部を改正する法律案
宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案
放送法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
特定家庭用機器再商品化法案
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
中華人民共和国に対する政府開発援助に関する質問主意書(藤田幸久君提出)
一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
組織犯罪対策法案と死刑に関する再質問主意書(保坂展人君提出)
「遺伝子組換え食品の表示義務に関する質問主意書(大野由利子君提出)
一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国有財産に関する質問主意書(世木竜三君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員保坂展人君提出組織犯罪対策法案と死刑に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大野由利子君提出「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問に対する答弁書
衆議院議員北村哲男君提出小田急小田原線(東北沢)和泉多摩川間の複々線化事業に関する質問に対する答弁書

平成十年四月二十七日提出
質問 第二一八号
提出者 保坂 展人

組織犯罪対策法案と死刑に関する質問主意書

書

死刑を最高刑とする「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案を含む「組織的な犯罪に対処するための法整備に関する三法案」(以下、組織犯罪対策法案という)が国会に上程された一方、国連人権委員会では昨年に続き、死刑廃止を求める決議が採択された。また、ルワンダでは多数の死刑が公開で執行され、国連人権高等

弁務官が抗議を続けている。日本政府は、組織犯罪対策法案では国際的な要請を強調するが、死刑については各国が独自に決定すべき問題として、廃止が大勢となっている世界の潮流に背を向けており、こうした姿勢の矛盾などについて、以下質問する。

- 一 組織犯罪対策をめぐる国際的動向について
(1) 組織犯罪対策を求める国際的な動向の中で、死刑を罰則に規定することについて、各国間でどのような議論がなされてきたか、具体的に明らかにされたい。
 - (2) 国連加盟国中、組織犯罪対策のための法律を制定している国は何か国あり、うち殺人罪の重罰を規定している国は何か国あるか。
 - (3) 組織犯罪対策のための法律を制定している国のうち、死刑を最高刑としている国は何か国あるか。あるとすれば、どのような罪に死刑を規定しているか。
 - (4) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」で、死刑を最高刑に規定した理由を明らかにされたい。
 - (5) 組織犯罪対策は国際的要請と政府は強調してきたが、組織犯罪対策で死刑を最高刑とすることも国際的要請に応えた措置と考えるか。
- 二 死刑廃止を求める決議と死刑をめぐる国際的動向について
(1) 本年四月三日、ジュネーブの国連人権委員会において、死刑廃止を求める決議が昨年に続き、賛成多数で採択されたとの報道があるが、採択に参加した各国の賛否状況、日本政府の対応とその理由をそれぞれ明らかにされたい。
- (2) 死刑廃止を求める決議が昨年に続き、採択された経緯について、具体的に明らかにされたい。
 - (3) 人権委員会の決議後、ロビンソン国連人権高等弁務官がどのようなコメントを発表

したか、承知しているか。

(4) 死刑廃止を求める決議が昨年に続いて採択されたことについて、どのように考えるか。また、今後も同様の決議は採択され続けると考えるか。

(5) 死刑の存廃が外交に影響を与えることはあり得ないか。また、国際的な組織犯罪の摘発において、死刑の存廃によって支障が生じることはあり得ないか。

(6) 組織犯罪対策を求める国際的要請を受け、国内法として組織犯罪対策法案を整備するのであれば、既に国連で採択されている「市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書」や今回の人権委員会決議などを死刑廃止を求める国際的動向とくらえ、国内法の整備に取り組む考えはないか。

(7) 死刑をめぐる、廃止が大勢を占める国際的動向に背を向けるばかりか、執行の有無さえも答弁せず、存廃議論の基礎となる情報公開をしない日本政府の姿勢は、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」と定める日本国憲法前文に照らし、相当な態度と考えるか。

三 ルワンダの公開処刑について

(1) 報道によると、ルワンダで少数派のツチ族虐殺事件をめぐる、今月二十四日に二十二人の死刑が公開で執行されたと伝えられているが、日本政府は確認しているか。

(2) ルワンダ政府のこうした措置をどう考えるか。今後、外交課題の一つとして、取り組むつもりはあるか。

(3) 国連人権高等弁務官がルワンダでの今回の公開処刑にどういう態度を取ったか、承知しているか。そうした弁務官の姿勢をどのように評価するか。

四 組織犯罪対策法案と死刑について

(1) 組織犯罪対策法案は「国際的要請」とし、死刑は「自国の判断」と強調する日本政府の姿勢は国際的に理解を得られていると考えるか。

(2) オウム真理教の林郁夫被告に対する検察官の論告では、「組織犯罪」の解明に果たした役割などを強調し、本来死刑を求刑すべきとしながら、無期懲役の求刑を選択したのは「司法取引」ではないか。組織犯罪対策法案を意図した結果か。

(3) 死刑廃止条約の批准を求めるNGOや報道関係者によると、議員の活動が制約される四月末から五月上旬にかけての連休中、または連休の「谷間」に死刑の執行を検討しているといわれるが、事実か。

内閣衆質一四二第二八号
平成十年五月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出組織犯罪対策法案と死刑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出組織犯罪対策法案と死刑に関する質問に対する答弁書

一の(1)について
組織的な犯罪対策に関し、各国間で死刑を刑罰に規定することについて議論が行われたという事実は承知していない。

一の(2)及び(3)について
国際連合に加盟する国の中で、組織的な犯罪

対策のための法律を制定している国が何箇国あり、そのうち、殺人罪の重罰を定める国が何箇国あるか、死刑を刑罰に定める国が何箇国あり、どのような犯罪につき死刑を刑罰に定めているかについては、そのすべてを把握しているわけではない。

アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等においては、組織的な犯罪に関し、一定の組織的な犯罪の加重処罰、マナー・ローナダリング行為の処罰その他を内容とする刑事法を整備しているものと承知しており、これらの国のうち、アメリカ合衆国の連邦法においては、死刑が定められていない連邦法の第二級殺人や州法の殺人であっても、犯罪組織と一定の関連をもつて行われるものについては、死刑を定める連邦法の第一級殺人と同様、死刑を最高刑として定めていると承知している。

一の(4)について
お尋ねの法律案第三条第一項又は第二項に該当する殺人の罪の法定刑の上限については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十九条に規定する一般の殺人の罪の刑の上限と比較して、殊更引き下げるべき理由はないので、これと同一としたものである。

一の(5)について
組織的な犯罪に対する厳格な対応を求める国際的な動向にみえ、それぞれの国の刑罰体系の中で組織的な犯罪について重い刑を定めることは、国際的な要請にかなった対応であると考えている。

なお、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案は、これまで死刑が科されなかった行為に対し、新たに死刑を科することとするものではない。

二の(1)及び(2)について
第五十四回国連人権委員会における死刑問題決議案は、昨年の第五十三回国連人権委員会に

おいて採択された同名の決議において、この問題について次の会期においても検討を継続する旨決定がされてきたことも踏まえ、昨年と同様にイタリア共和国が中心となって作成され、本年三月三十日付けで決議案として配布された後、同年四月三日に採択されたものであると承知している。

投票結果は、賛成二十六か国(アルゼンティン共和国、オーストリア共和国、ベラルーシ共和国、ブラジル連邦共和国、カナダ、カーボ・ヴェルデ共和国、チリ共和国、コンゴ共和国、チェッコ共和国、デンマーク王国、エクアドル共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国、メキシコ合衆国、ネパール王国、ペルー共和国、ポロランド共和国、ロシア、南アフリカ共和国、ウクライナ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ウルグアイ東方共和国、ヴェネズエラ共和国、反対十三か国(パングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ボツワナ共和国、中華人民共和国、コンゴ民主共和国、インドネシア共和国、我が国、マレーシア、パキスタン・イスラム共和国、大韓民国、ルワンダ共和国、スーダン共和国、アメリカ合衆国)、棄権十二か国(キューバ共和国、エル・サルヴァドル共和国、グアテマラ共和国、ギニア共和国、インド、マダガスカル共和国、モロッコ王国、フィリピン共和国、セネガル共和国、スリ・ランカ民主社会主義共和国、テニジア共和国、ウガンダ共和国)であった。

我が国は、死刑制度の存廃の問題については、基本的には各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、国際機関の場で死刑制度の是非を決するに及ばないとの理由から、反対票を投じた。

二の(3)について

ロビンソン国連人權高等弁務官は、第五十四回国連人權委員会において死刑問題決議が採択された後、右決議を支持する旨の発言を行ったものと承知している。

二の(4)について

死刑廃止を求める決議が昨年に続いて採択されたことから、死刑の存廃の問題は国際社会で関心を集めている事項の一つであると考え、各国の投票態度及び立場表明から判断して、死刑に関する各国の考え方はいまだに様々に分かれており、その存廃について国際的に一致した意見はないと認識している。

今後とも同様な決議が採択され続けるかについては、このような決議案が提出されるか否かを含め、予測が困難な問題であると考えている。

我が国における死刑制度の存続が我が国の外交活動一般に影響を与えることはなく、また、国際的な組織的犯罪の摘発に当たり、我が国における死刑制度の存続により支障が生じることはないと考えている。

二の(6)について

死刑制度の存廃の問題については、諸外国における動向や経験も参考にする必要があると考えるが、基本的には各国において当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討されるべきものであり、それぞれの国において独自に決定すべきものと考えている。

我が国においては、死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については、死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないと考えている。

二の(7)について

死刑の存廃については、二の(6)についてでお答えしたとおり、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することともやむを得ないと考えている。また、死刑の執行については、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処すべきものと考えているところであり、死刑に関する情報については、我が国は、統計等により可能な限り公表している。

御指摘の憲法前文は、国際協調主義の原則を宣明するものであるが、死刑の存廃や死刑に関する情報公開の具体的程度のような基本的には各国の決定、処理にゆだねられており、考えられる事項について、我が国が自らの判断でその在り方を決定することを否定する趣旨のものではないことは当然である。したがって、死刑の存廃や死刑に関する情報の公開に関する我が国の態度は、御指摘の憲法前文に照らしても何ら問題がないものと考えている。

三の(1)について

ルワンダ共和国において、本年の四月二十四日、千九百九十四年(平成六年)の同国における民族大量虐殺の責任者に対し、同国の裁判所の判決に基づく死刑が執行されたと承知している。

三の(2)について

他国の具体的な司法判断に関することについては、答弁を差し控えたい。

なお、我が国としては、ルワンダ共和国政府が、国民融和を図りつつ、平和で安定した国家の再建に努力し、国際社会としてもかかる努力を支援していくことが重要であると考えている。

三の(3)について

千九百九十八年(平成十年)四月二十三日付け国連記者発表によると、ロビンソン人權高等弁

務官は、今般ルワンダ政府が虐殺事件に関与した者二十名以上を公開処刑とする旨決定したことを深く憂慮し、同国政府に対し右決定を再考するよう促す趣旨の声明を提出したものと承知している。

同弁務官は、国連総会決議(第四十八回国連総会決議第四十一号)により定められたその任務を踏まえ、本件公開処刑に関する情報に基づき、右声明を提出したものと承知している。

四の(1)について

組織的な犯罪に対処するための法整備は、組織的な犯罪に対して各国が協調して対応することが喫緊の課題であるという国際的に一致した認識及び近年の我が国における組織的な犯罪が平穩な市民社会を脅かし、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼす状況にあることを踏まえたものである。この法整備を行うことと二の(6)についてお答えした死刑制度の存廃の問題に関する我が国の立場とは何ら矛盾するものではないと考えている。

四の(2)について

林郁夫被告人に対する無期懲役の求刑は、検察官において、その犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性、遺族の被害感情、社会的影響のほか、同被告人の供述が組織的な凶悪犯罪の解明と犯罪組織の中枢の検挙による将来における凶悪犯罪の防止に大きく貢献したことなど、各般の情状を併せ考察して、無期懲役が相当であると判断したことによるものである。本来死刑が相当であると判断しながら無期懲役を選択したというものではなく、また、いわゆる司法取引によるものでもない。

検察官が同被告人に対して無期懲役の求刑をしたのは、特定の法案を意識した結果ではない。

四の(3)について

個々具体的な死刑執行に関する事項については、答弁は差し控えたい。

平成十年五月八日提出
質問 第三二二号

「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問
主査書

提出者 大野由利子
「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問
問主意書

日本の肢体不自由障害者の方々は現在百四十万人以上といわれ、中でも家族と共に暮らすことが出来ない障害者の割合も増加していくことが予想される。しかし、肢体不自由障害者が社会的に自立したくても、多額な介護・介助費用の問題や、介護者や介助者への気兼ね等の精神的理由により、その願いが十分に果たされていないのが実状である。また、高齢社会の到来を目前に、肢体不自由の高齢者の数も増加していくことが予想され、これら肢体障害者の方々がより不自由なく暮らしていける対策を講じることがますます必要とされている。

こうした状況の中、新しい可能性として注目され始めたのが介助犬である。介助犬とは、肢体障害者や高齢者の日常生活の中で身体機能を代行する犬を指す。欧米では既に五千頭が活躍しており、介助犬は公共施設や交通機関、ホテルやスーパーマーケットなどにも同伴出来るほど市民権を得た存在である。介助犬はまた、障害者や高齢者の情緒の安定や自立心向上をもサポートし、彼らの社会的ネットワーク拡大にも貢献している。近年米国で行われた研究によると、介助犬のたやす効果として、障害者における経済的有用性と社会性の向上が確認されたということである。研究では介助犬により盲導犬等の障害者の登校率や出社率が向上し社会性の向上が見られたと同時に、介助にかかると費用が一人当たり年間百三十万円削減されたと報告されている。

一方、我が国では介助犬の数はまだ少なく、育成された介助犬はまた十頭に満たないという。四、五年前からいくつかの民間活動団体が独自の

方法で育成を行っているが、訓練士の資格や基準がないため、各団体によって育てる犬の質や能力は均一でなく、法的な裏付けもないまま、それぞれが独自に「介助犬」を名乗っているのが現状である。公的機関をはじめ、一般社会においても介助犬の受け入れは厳しい状況にある。

米国では連邦法で、交通機関、職場、学校など公共施設への介助犬の出入りを保証している。欧州でも介助犬は比較的受け入れられている。しかし日本ではまだ介助犬同伴で入れる場所に限られている。昨年四月、介助犬同行で来日した米国女性ホルレルがレストランで利用を拒まれ、公共交通機関に乗るために何枚もの申請書を提出させられるという事態がマスコミに報じられた。同年秋に来日した肢体障害の米国人男性は介助犬同伴での国内での移動を航空会社に断られた。視覚障害者をサポートする盲導犬と違って、介助犬はいまだペット扱いにすぎず、社会的に認知されていない。

以上のような背景から、介助犬をより普及させていくべきとの認識により、以下の質問をする。

一 介助犬の認定について、視覚障害者をサポートする盲導犬と同様に法的根拠を持たせていくべきだと思うが、政府の見解を問う。

二 また現在、関連施設及び訓練士に関する法的資格や基準がないことで、民間の業者によるトラブルも起こりうる。政府はこれらについても早急に法的基準を整えるべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 法的認定がなされていないことから、先に挙げたような搭乗拒否や乗車拒否等の問題が起きているが、交通機関や公的機関において介助犬が盲導犬と区別されて扱われるということは、肢体障害者を差別することにもつながる。介助犬を受け入れの通告が交通機関、公的機関、さらに民間団体にもなされていくべきだと考えるが、どうか。

四 介助犬が推進され普及することについて、政府はこれに異論はないか。さらにこれを支持していく意思はあるか。

五 既存の民間施設や訓練士育成への助成金による援助によって、普及を図るべきと考えるが、どうか。

六 介助犬は障害者や高齢者の事情によって幅広い適応が可能であるが、症状の特殊性や社会的・家族的背景を把握した上で、介助犬の要・不要、どの犬が最適かということが処方されていくことが不可欠と考えられる。そこで、障害者や高齢者に対する介助犬の有効性及び可能性と現状の問題点について医療関係者も含めて調査研究を進めるべきだと思うが、政府の見解を問う。

内閣衆質一四二第三二号
平成十年五月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員大野由利子君提出「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大野由利子君提出「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

盲導犬については、目が見えない者及びこれに準ずる者が安全に道路を通行する上で盲導犬を連れていくことが有効であることから、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十四条第一項において、これらの者が道路を通行するときは、つえを携えるか又は盲導犬を連れていなければならないことを規定し、その法律上の意味を明らかにした上で、同条及び関係法令において盲導犬の定義及び盲導犬の訓練業務等を行うための施設の要件等を規定しているところである。

一方、御指摘の介助犬については、現時点では身体障害者の介護等の障害者施策において介助犬の果たす役割及びその有効性が明確でないこと等から、盲導犬と同様に一定の法律上の意味を与えることが困難であり、法令により介助犬の定義並びに御指摘の関連施設及び訓練士に関する基準を設けることは考えていない。

三について
盲導犬については、道路交通法上その定義が明らかであること及び同法に基づく盲導犬訓練業務等を行うための施設等において行われる特別の訓練を受けていることから、目が見えない者及びこれに準ずる者が盲導犬を連れて交通機関や公的機関等の施設を利用する場合について、円滑にその利用が可能となるよう、関係規則等により所要の措置が講じられているところである。

しかしながら、御指摘の介助犬の交通機関や公的機関等の施設における障害者との同乗又は同行については、現時点では、一及び二について述べたとおり、法令によりその意義、介助犬の定義及び訓練等に関する基準が定められていないこと等から、盲導犬と同様に扱うことは困難である。

四及び五について
介助犬の利用及び育成については、それが障害者の多様化する需要に対応するような形で推進され普及することに政府として特に異論はないが、現時点では、介護等の障害者施策において介助犬の果たす役割及びその有効性が明確でないこと等から、介助犬の訓練及び普及等に関する活動を行っている団体に対し、その施設の運営及び訓練士の育成に関して助成を行うことは困難である。

六について
御指摘の調査研究については、現時点において厚生省としてこれを実施する予定はないが、今後、障害者団体、研究者等からの要望の状況

も踏まえ、必要がある場合には、研究費の助成等を行うことについて検討してまいりたい。

平成十年五月八日提出
質問 第三四号

小田急小田原線(東北沢と和泉多摩川間)の複々線化事業に関する質問主意書
提出者 北村 哲男

小田急小田原線(東北沢と和泉多摩川間)の複々線化事業に関する質問主意書
小田急電鉄小田急線は、小田原線と江ノ島線が基軸となり、神奈川県と東京都を結ぶ大動脈の一つである。

昭和五〇年代の後半、小田原線と江ノ島線の分岐点である相模大野から新宿までの高架複々線にする計画が立てられ、高架複々線化事業(喜多見と和泉多摩川間)が昭和五七年から始まった。東京都においては、この事業は東京都が主体となる連続立体交差化事業と同時一体的に施行されるものであり、具体的には既存の鉄道部分は東京都、線増部分は鉄道事業者が事業主体であると説明されてきた。そして「連続立体交差化事業」については、平成四年まで事業費の九三%(現在八六%)がガソリン税、都民税、区民税、等の市民の税金でまかなわれるので、小田急電鉄の負担は極めて少ないが、「複々線化事業(線増部分)」については小田急電鉄が事業主体となり、事業費の全てが小田急電鉄の負担となると説明し、その負担が一十億円をはるかに超えるので、事業費の一部を利用者が負担するのは当然だという名目で、昭和六一年に制定された特定都市鉄道整備促進特別措置法の「特別措置」により、小田急電鉄は小田急線の運賃の値上げをした。

しかしながら、「複々線化事業」の事業主体が小田急電鉄であるとの説明は事実と反しており、実は、「複々線化事業」の法律上の事業主体は日本鉄道建設公団であること、従って線増部分の用地

買収から高架工事に至るまで同公団の負担で行われ、土地と高架施設などは同公団の所有になることが、その後の調査で判明した。

従って、次の事項について質問をする。

一 右「複々線化事業」について、日本鉄道建設公団(以下「公団」という)が事業主体となつたのは何時か。数回にわたるときは、対象区間を明示してその時期をそれぞれ明らかにされたい。

二 日本鉄道建設公団法(以下「公団法」という)第二条第一項により、小田急電鉄が右「複々線化事業」を「公団」が行うよう申出をしたのは何時か。数回にわたるときは、一と同様にその時期を、対象区間を明示して、それぞれ明らかにされたい。

2 また公団法第二条第一項および同法施行規則第五条により、小田急電鉄が作成し、運輸大臣に提出した右申出書の内容を、それぞれ明らかにされたい。

3 運輸大臣が右の申出をうけ、「公団法」第二条第二項の指示をした時期を、一と同様に、明らかにされたい。

4 右指示の際、運輸大臣が定めた工事実施計画の内容を、それぞれ明らかにされたい。

三 右「複々線化事業」完成に至るまでの工事費は、「公団」が負担しているのか。

2 右「複々線化事業」の工事費には、用地費は含まれるのか。

3 右「複々線化事業」の費用は現在までにいくらかかったか。区間を東北沢・梅ヶ丘間、梅ヶ丘・喜多見間、喜多見・和泉多摩川間とに区分して、それぞれ明らかにしたうえ、その内訳、すなわち用地費と狭義の工事費を明らかにされたい。

四 右「複々線化事業」完成に至るまでの工事費にあてるための資金は、どのような方法で「公団」は調達したのか。

五 右「複々線化事業」で取得した用地および高架施設、「公団法」第十九条第二項第一号に定める

鉄道建設と一体として建設することが適当な事務所、店舗等(以下「附帯事業」という)を、右「複々線化事業」において建設し管理する計画は、右運輸大臣が定めた工事実施計画の中に存在するか。存在するとすればその内容を、それぞれ明らかにされたい。

右計画では定められていなかった「附帯事業」を、後に「公団」が運輸大臣の認可を受けて、計画し、実施しているものがあるとするれば、認可の時期と内容を明らかにされたい。

現在、右「複々線化事業」に係わる用地、鉄道施設、「附帯事業」による施設の所有権、占有権は「公団」に帰属しているのか。権利の種類に分別して明らかにされたい。

六 右「複々線化事業」は、東京都が「建運協定」(道路法、鉄道事業法等に基づき、建設省と運輸省の間において結ばれた「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定」)に基づき定める連続立体交差化事業の都市計画決定の対象のほゞであるが、そうだとすると右「連続立体交差化事業」は「建運協定」により東京都が主体となり、都市計画事業として行われることになるが、右「複々線化事業」とはどのような法的関係になるのか。

七 右「複々線化事業」につき、小田急電鉄が、「公団」により施行されるよう申出をしたことは世田谷区等が認めているので事実であると推定されるが、そうだとすれば、「公団」がこれを施行しなければならないことは「公団法」等の明文により明らかであるところ、「公団」がこれらの施行を小田急電鉄に委託しているといわれているが、それは事実か。そうだとすればこの委託の内容、時期、理由(法令上の根拠)を明らかにされたい。

また、当然右委託については、「公団」と小田急電鉄との間に委託契約書を作成しているはずであるから、その内容および有償無償の別等を明らかにされたい。

八 右「複々線化事業」は、東京都が定めた都市計画決定の対象となっている事業であるから、都市計画案の公告、縦覧、アセスメント等の都市計画手続をふまなければならないと考え、委託が事実であるとする、都市計画法等の關係法令に、これを許す根拠があるのか。あるとすれば、それを明らかにされたい。

九 右「複々線化事業」の事業主体が「公団」であることを、運輸大臣、建設大臣など関係者が、各種議会・裁判など、公の場で明示しなかった理由を明らかにされたい。

内閣衆質一四二第三四号
平成十年五月二十九日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員北村哲男君提出小田急小田原線(東北沢・和泉多摩川間)の複々線化事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員北村哲男君提出小田急小田原線(東北沢・和泉多摩川間)の複々線化事業に関する質問に対する答弁書

一及び九について
御指摘の小田急電鉄株式会社小田原線東北沢・和泉多摩川間の複々線化事業(線増部分)(以下「複々線化事業」という)については、小田急電鉄株式会社が、鉄道事業者として、昭和四十五年五月二十日以降に当時の地方鉄道法施行規則(大正八年度令第十号)第十七条第一項の規定に基づく運輸大臣の工事方法書の記載事項の変更の認可等を受けて、実施している。

運輸大臣に対し、日本鉄道建設公団(以下「公団」という)が複々線化事業に係る鉄道施設の大改良(以下「本件大改良」という)を行うよう申出を行い、運輸大臣は、改正前の同法第二十二條の二第二項の規定に基づき、本件大改良に係る工事実施計画を定め、これを公団に対し、東北沢・豪徳寺間については昭和四十八年十二月七日に、豪徳寺・和泉多摩川間については昭和六十二年一月七日に、それぞれ指示した。これを受けて、公団が複々線化事業に係る工事を実施しているものである。

御指摘の「事業主体」の意味するところについて明確には承知していないが、複々線化事業に係る事実関係は右のとおりであり、運輸大臣及び建設大臣が裁判等の場で右事実を秘匿したことはない。

二の1について
小田急電鉄株式会社は、運輸大臣に対し、東北沢・豪徳寺間については昭和四十八年十一月十二日に、豪徳寺・和泉多摩川間については昭和六十二年十二月三日に、それぞれ公団が本件大改良を行うよう申し出た。

二の2について
御指摘の申出書の内容は、それぞれおおむね次のとおりである。

(一) 東北沢・豪徳寺間について
(1) 氏名又は名称及び住所
東京都渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

小田急電鉄株式会社
(2) 建設又は大改良の別
大改良
(3) 線名
小田原線

(4) 工事の区間
東北沢・豪徳寺間
(5) 工事の内容
イ 動力 電気

ロ 軌間 一・〇六七メートル
ハ その他 線路及び工事方法書の記載事項の変更認可を受けた事項については、その内容に従って行うこと

(6) 譲渡又は引渡しを受けようとする年月日
昭和五十二年三月三十一日
申出の理由

(7) 小田原線の輸送力増強のため。
豪徳寺・和泉多摩川間について
氏名又は名称及び住所

(1) 東京都新宿区西新宿一丁目八番三号
小田急電鉄株式会社

(2) 建設又は大改良の別
大改良

(3) 線名
小田原線

(4) 工事の区間
豪徳寺・和泉多摩川間

(5) 工事の内容
動力 電気

ロ 軌間 一・〇六七メートル
ハ その他 線路及び工事方法書の記載事項の変更認可を受けた事項については、その内容に従って行うこと

(6) 譲渡又は引渡しを受けようとする年月日
昭和七十年三月三十一日
申出の理由

(7) 沿線開発の著しい神奈川県東部から都心への輸送需要の増加に対処するため。

二の3について

運輸大臣は、公団に対し、東北沢・豪徳寺間については昭和四十八年十二月七日に、豪徳寺・和泉多摩川間については昭和六十年一月七日に、それぞれ工事実施計画の指示を行った。

二の4について

御指摘の工事実施計画の内容は、それぞれおおむね次のとおりである。

(一) 東北沢・豪徳寺間について
(1) 地方鉄道業者の名称及び住所
東京都渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

(2) 小田急電鉄株式会社
建設又は大改良の別
大改良

(3) 線名
小田原線

(4) 工事の区間
東北沢・豪徳寺間

(5) 工事の内容
動力 電気

ロ 軌間 一・〇六七メートル
ハ その他 線路及び工事方法書の記載事項の変更認可を受けた事項については、その内容に従って行うこと

(6) 工事の完成の予定年月日
昭和五十二年三月三十一日

(7) 豪徳寺・和泉多摩川間について
地方鉄道業者の名称及び住所
東京都新宿区西新宿一丁目八番三号

(2) 小田急電鉄株式会社
建設又は大改良の別
大改良

(3) 線名
小田原線

(4) 工事の区間
豪徳寺・和泉多摩川間

(5) 工事の内容
動力 電気

ロ 軌間 一・〇六七メートル
ハ その他 線路及び工事方法書の記載事項の変更認可を受けた事項については、その内容に従って行うこと

(6) 工事の完成予定年月日
昭和七十年三月三十一日

三の1について

公団は、小田急電鉄株式会社に対し、本件大改良に要した費用のうち公団が自ら資金を調達することにより負担した額を譲渡価額として、本件大改良をした鉄道施設を譲渡することとなっており、最終的には、公団は本件大改良に要した費用を負担しない。

三の2について

用地費は、複々線化事業に係る工事に要する費用に含まれる。

三の3について

複々線化事業に係る工事に要した費用は、御指摘の区間ごとには区別していないが、平成九年度末現在で、東北沢・世田谷代田間については百四十一億円(うち用地費が百三十八億円、工事費が三億円)、世田谷代田・喜多見間については一千一億円(うち用地費が八百二十一億円、工事費が二百八十九億円)、喜多見・和泉多摩川間については三百九十億円(うち用地費が百五十一億円、工事費が二百三十八億円)となる

四について

御指摘の複々線化事業に係る工事に充当する資金については、その一部を小田急電鉄株式会社(特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)第七条第二項の規定による特定都市鉄道工事の工事費の支出等として公団に対し支払い、残額を公団が資金運用部資金及び民間金融機関からの借入れ並びに鉄道建設債券の発行により自ら調達している。

五について

複々線化事業に関して、取得した用地の管理並びに鉄道施設の建設及び管理は一及び九について述べた工事実施計画の内容として含まれるが、日本鉄道建設公団法第十九条第二項第一号に規定する事務所、店舗等の建設及び管理(以下「附帯事業」という)は同計画の対象とは

されていない。また、公団が運輸大臣の認可を受けて計画し、実施している附帯事業はない。

複々線化事業に係る用地及び鉄道施設は、三の1について述べたとおり、工事完成後に公団が小田急電鉄株式会社に譲渡することとなっており、未譲渡の用地及び鉄道施設の所有権は公団に帰属しているが、既譲渡の用地及び鉄道施設の所有権は公団に帰属していない。また、右に述べたように公団が附帯事業により建設及び管理する事務所、店舗等は存在しない。なお、公団は、工事の施行のため必要に応じて小田急電鉄株式会社の土地を無償で使用できる場合があり、この土地の使用について占有権が公団に帰属することがある。

六について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号の都市高速鉄道として都市計画決定された小田急電鉄株式会社小田原線の東北沢・和泉多摩川間で行われている線増連立体交差化に関する事業のうち、鉄道施設の増強部分以外の部分に係る事業(御指摘の「連続立体交差化事業」)は、都市計画事業として施行されているが、複々線化事業を含む鉄道施設の増強部分に係る事業は、都市計画事業として施行されていない。

七について

日本鉄道建設公団法第二十二條第五項においては、同条第二項の規定による運輸大臣の工事実施計画の指示があったときは、公団が鉄道施設の建設又は大改良を行うものとし、かつ、公団及び当該鉄道施設の建設又は大改良に係る鉄道事業者は、当該建設又は大改良の実施の方法等について協議しなければならないこととされている。したがって、当該建設又は大改良に係る工事の施行を公団が当該鉄道事業者委託するかどうかにあつても、必要に応じて当該建設又は大改良の実施の方法に係る事柄として協議されることとなる。

平成十年六月四日 衆議院會議録第四十四号

議長の報告 パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める決議案 教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同報告書

なお、本件大改良においては、当該協議の当事者は、公団及び鉄道事業者である小田急電鉄株式会社であり、その内容を公表するかどうかについては、基本的には当該当事者の問題であると考えらる。

八について

小田急電鉄株式会社小田原線の東北沢・和泉多摩川間については、都市高速鉄道第九号線として都市計画決定されているが、都市計画法第十一條第二項及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第六條第一項第四号においては、都市高速鉄道に関する都市計画には種類、名称、位置、区域及び構造を定めることとされており、施行者は定めることとされていない。

(答弁通知書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から、衆議院議員中野寛成君提出環境ホルモン(ダイオキシン・ビスフェノールA等)の問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年六月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十九日、内閣から、衆議院議員石井郁子君提出私立短期大学への助成等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年六月八日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月二十九日、内閣から、衆議院議員中川智子君外一名提出清掃工場建設と運営の情報公開に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年六月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める決議案
右の議案を提出する。
平成十年六月四日

提出者

亀井 善之 大島 理森
武部 勤 達沢 一郎
御法川 英文 松下 忠洋
前原 誠司 吉田 公一
平田 米男 井上 喜一
岡山健治郎
賛成者
江渡 聡徳外十九名

パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める決議案

五月三十日、パキスタンは二十八日の地下核実験に引き続き、我が国及び国際社会の抗議と自制を求める声を無視する形で二回目の核実験を強行した。

かかる行為は、地球環境と生態系を破壊し、さらに世界の大多数の国が支持している核不拡散体制への重大な挑戦であり、南西アジア地域のみならず地球規模での核開発競争を惹起させるおそれがある。

本院は、パキスタンの核実験に厳重に抗議し、

パキスタンが直ちに今後の核実験を中止し、無条件に核不拡散条約及び包括的核実験禁止条約に加入することを強く求めると同時に、インドを含めた全ての国家が核不拡散と核軍縮に真に努めることを希求する。

政府は、本院の趣旨を体し、パキスタン政府に対し、核実験と核兵器開発の即時停止を求め、同時に包括的核実験禁止条約の早期発効に一層努力すべきである。
右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
平成十年四月十七日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

教育職員免許法の一部を改正する法律
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條を」第三條の二に改める。
第三條第二項ただし書を削り、第一章中同條の次に次の一條を加える。

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三條の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前條の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次條第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
二 中学校における次條第五項第一号に掲げる

教科及び第十六條の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項
三 高等学校における次條第五項第二号に掲げる教科及び第十六條の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項
四 盲学校、聾学校並びに養護学校(幼稚部を除く)における前三号に掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項

五 教科に関する事項で文部省令で定めるもの
2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部省令で定めるところにより、その旨を第五條第六項で定める授与権者に届け出なければならない。

第四條第六項第一号中「小学校教諭にあつては」の下に「国語、社会、算数、理科、生活」を加える。
第九條第二項中「三年を」五年に改める。
第十七條の二中「第二項本文を」第二項に改め、同條の次に次の一條を加える。
第十七條の三 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科(幼稚部にあつては、特殊の教科以外の事項)の教授又は実習(専ら精神薄弱者に対するものに限る)を担当する教諭又は講師は、第三條の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

第二十二條の次に次の一條を加える。
第二十三條 第三條の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第三項、第四項及び第十四項中「第二項本文」を「第二項」に改める。

附則に次の二項を加える。

18 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。)で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は盲学校、聾学校若しくは

は養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの)の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

19 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

別表第二中

十八	四一	二四
十八	四一	二四
一〇	二七	二四
四〇	一九	二四
四〇	一九	二四
二〇	一五	二四
四〇	一九	二四
四〇	一九	二四

を

八	四一	三四
八	四一	三四
四	四一	三四
二〇	三一	二
二〇	三一	二
一〇	三一	二
二〇	三一	二
二〇	三一	二
二〇	三一	二

に

一六	三五	二四
一六	三五	二四
八	二三	二四

を

六	三五	三四
六	三五	三四
四	二七	二四

に改める。

別表第一中備考第二号の二を備考第二号の三とし、備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする)。

別表第一備考第八号中「前号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二中

四〇	一六	二四
四〇	一六	二四
四	一六	二四
二二	一〇	二四
三〇	一〇	二四

を

二八	二二	三一
二八	二二	三一
四	八	七
二二	一〇	四
二四	一四	四

に改

める。

別表第二備考第二号中「単位は」を「単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については」に改め、同表備考に次の一号を加える。

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数(イの項に定めるものに限る。)は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第四中

四〇	三
四〇	三
四〇	三
二〇	三

を

二〇	八
二〇	八
一〇	三
二〇	四
二〇	四

に改める。

別表第五備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)第三条第二項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法

律の施行の日に、改正後の教育職員免許法以下「新法」という。)第三条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定(旧法別表第二に定めるものを含む。)、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第

平成十年六月四日 衆議院會議録第四十四号

教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同報告書

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案及び同報告書

一一一

五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定次項において「旧法による課程認定等」というのは、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までは、旧法による課程認定等を行うことができる。

6 平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

7 平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 (教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

9 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項を削る。

教育職員免許法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、大学等における教員養成の充実を図るため教員免許取得に必要な科目の単位数を改めるとともに、学校における社会人活用の拡大及び保健の授業における養護教諭の活用を図ること等を目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 大学等における教員養成の改善

(一) 中学校教諭、高等学校教諭及び養護教諭の普通免許状取得に必要な単位について、「教科に関する科目」等と「教職に関する科目」を合計した総単位数は変更せずに、「教職に関する科目」の単位数を引き上げる。

(二) 大学等が主体的に教員養成カリキュラムの編成を工夫できるよう、一種免許状及び二種免許状についても、専修免許状の場合と同様に、「教科又は教職に関する科目」を設け、選択履修方式を導入する。

2 学校での社会人活用の促進

(一) 社会人を学校教育に活用するための特別非常勤講師制度及び特別免許状制度について、中学校及び高等学校と同様に、小学校及び特殊教育諸学校においても、その対象を全教科に拡大する。

(二) 特別非常勤講師の採用に当たって必要な都道府県教育委員会の許可を事前の届出に改める。

(三) 特別免許状の有効期間を三年以上十年以内から、五年以上十年以内に改める。

3 養護教諭の活用

当分の間の措置として、現職の養護教諭として三年以上の勤務経験を有する者について、教諭又は講師として「保健」の教科の教授を担任することができることとする。

4 その他の改善措置

特殊教育諸学校の教諭の免許状に係る特例及び一種免許状の取得に要する基礎資格等について所要の改善を行う。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成十年七月一日から施行する。

(二) その他所要の経過措置等を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、教員養成の充実及び学校における社会人活用の促進等を図るうえで、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年六月三日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 教員養成における「開放制」の原則を堅持し、教員養成系大学を含む教員養成を行っている全ての大学・学部における教員養成に係る諸条件

に十分に配慮し、一層の充実に努めること。

二 教員養成における大学と学校現場との連携を積極的に推進すること。特に、教育実習への参加を希望する学生は、総てその機会を得ることができるよう、また、充実した実習指導を受けることができるよう、引受け先学校への支援に努めること。また、教員養成の充実のため、学校での教職経験を有する者を大学教授等に積極的に登用することや、大学の教職課程における実践的な教員養成カリキュラムの開発研究を重点的に進めること。

三 教員養成大学・学部以外の一般大学・学部における教員養成が、今後も引き続き円滑に実施することができるよう、「教職に関する科目」の単位を卒業単位に算入することを可能とすることや、教職課程における単位互換制度の導入などにより弾力化を図り、また、専任教員基準の緩和を図るなど十分な対応措置を講ずること。

四 養護教諭の特例措置の実施に当たっては、養護教諭の本務や保健室の機能が低下することのないように配慮するとともに、保健室の一層の機能充実や養護教諭の適正配置など諸条件の整備充実に努めること。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年四月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

美術品の美術館における公開の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。

二 美術館 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。

三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいう。

四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。

イ 五年以上の期間にわたつて有効であること。

ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

五 公開 公衆の観覧に供することをいう。

(美術品の登録)

第三条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。

二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(契約美術館の設置者の義務)

第四条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者(以下「契約美術館の設置者」という。)は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

(承継)

第五条 登録美術品の所有者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第六条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは登録美術品の所有者から第三条第一項の登録の取消しの申請があつたときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

一 登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

二 登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき(その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。)

五 登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第七条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品(第三条第二項第一号に該当するものを除く。)を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損壊し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第八条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損壊し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 契約美術館の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあつせん)

第九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第十条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第十一条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第十二条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第十三条 第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に従つて契約美術館の設置者が行う登録美術品(第三条第二項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があつたことをもつて、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条第三項中「第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは、契約美術館の設置者(美術品の美術館にお

ける公開の促進に関する法律(平成十年法律第二号)第四条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ。)が同法第八条第二項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に「と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に」とあるのは、契約美術館の設置者が前項の指示に「と、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従つて当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の十」を「第七十条の十一」に改める。

第七十条の八第一項中「及び第七十条の十第一項」を、「第七十条の十第一項及び第七十条の十一第一項」に改める。

第四章中第七十条の十の次の一条を加える。

(相続税の物納の特例)

第七十条の十一 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納税義務者が同項の規定による物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第二号)第二条第三号に規定する登録美術品(当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録を受けているものに限る。以下この条において「特定登録美術品」という。)であるときは、当該特定登録美術品については、当該納税義務者の申請により、相続税法第四十一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による物納を許可することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第四十二条第一項に規定する申請書に、物納に充てようとする特定登録美術品の種類及び価額その他当該特定登録美術品に関する事項を記載した書類その他の大蔵省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の鑑賞機会の拡大を図るため、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 美術品の登録

(一) 美術品の所有者は、申請によりその美術品について文化庁長官の登録を受けることができること。

(二) 文化庁長官は、登録の申請があつた場合において、当該美術品が文化財保護法により指定された重要文化財である美術品及び世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する美術品であり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならないこと。

2 所有者及び美術館の設置者の義務等

(一) 登録美術品の所有者は、登録後三月以内に登録美術品公開契約を締結し、かつ、登録美術品を美術館の設置者に引き渡さなければならないこと。

(二) 登録美術品公開契約は、期間が五年以上であり、当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めのあるものとする。

(三) 契約を締結した美術館の設置者は、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、そ

の積極的な公開を行わなければならないこと。

3 国の責務

(一) 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(二) 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

4 租税特別措置法の一部を改正し、登録美術品について、相続税の物納が認められる場合の優先順位を第一位とすること。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国民への美術品鑑賞機会の拡大を図るため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成十年六月三日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を図る観点から、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 美術品登録制度が社会的に幅広く活用されるよう、広く国民に対しその周知に努めるとともに、本制度を利用する美術品の所有者及び美術館に対する一層効果的な奨励措置を講ずるよう努めること。

二 美術展覧会の保険の在り方等について調査研究をすすめる、美術品の公開促進のための多様な方策を検討すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 〇〇五円
送料	別